

# 調 査 官 室

2022-1  
令和4年5月発行

だ よ り

「家庭裁判所調査官」を知っていただくため、京都家庭裁判所調査官室から「調査官室だより」をお届けします。

## 家庭裁判所調査官とは ～家庭や非行の問題解決のprofessional

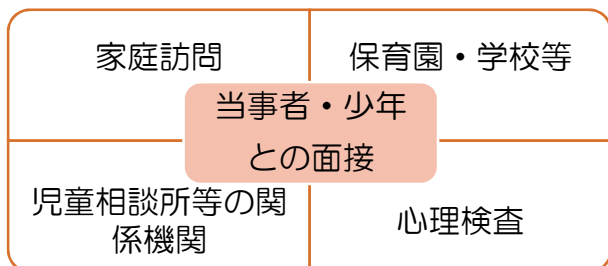
- 家庭裁判所で働く国家公務員
- 学部不問、資格不要
- 家庭裁判所で扱う、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りを目指して、法律だけで割り切れない、一人ひとりの人間関係や生活環境などの要素を考慮し、将来を見据えて、よりよい未来に向けた解決に貢献

詳しくはこちら



## 調査とは

- 当事者等との面接を中心に、家庭訪問や学校等訪問も実施
- 法的判断を行う前提として、客観的な事実に加え、心理的な事実（当事者や少年の心情等）や非言語的な情報（表情、しぐさ等）にも着目
- 法律に加えて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知見や技法を活用
- 収集した事実や情報を分析・評価し、裁判官に報告・意見提出



原因の分析  
現状の評価



裁判官に  
調査結果報告及び  
意見提出

「家庭裁判所調査官」についてのご質問は、京都家裁企画係まで。  
電話：075-722-7211（内線455）※平日午前9時～午後5時でお願いします。

